

消費税法改正により、10月1日より新制度となります。

この改正は **全ての事業者に影響がある** ものですが、準備は大丈夫ですか？

持ち帰り？

8%?

消費税の軽減税率制度 導入に向けた対策

店内？

10%?

～目前に迫った制度変更に向けて～

日時

① 2019年7月23日(火) 午後1時30分～4時30分

対象：主に飲食・小売・卸売業など「販売・仕入品に軽減税率対象品がある業種」の方

② 2019年8月27日(火) 午後1時30分～4時30分

対象：主に製造・建設など「仕入品に軽減税率対象品がある業種」の方

※この二回の内容は概ね同じものとなりますので、上記業種に限らずご参加頂いても問題ありません。

会場

立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階
立川商工会議所 第4会議室

講師

中小企業診断士／経理実務士 谷内 康氏

【略歴】国内製造業の情報システム部門、サービス業の営業SEの経験を経て、都下の会計事務所勤務。それまで培ってきたIT系スキルを活用しながら、記帳代行・税務申告等の業務を遂行している。ここでは、会計やIT関連の現場を見る者の立場と、中小企業診断士として経営者の立場の両面がわかる者としての支援を行っている。

セミナー内容

目前になってきた消費税の新制度導入。ここでは・消費税の仕組み・制度変更の全体像・具体的に対応すべきことの内容と注意事項(価格表示方法、資金繰りなど)・補助金といった内容について説明します。また、「軽減税率制度への対応とキャッシュレスニーズの高まり」という観点からの説明も行います。これにより、消費税の仕組みをおさえながら、実際の導入に向けた準備・計画すべきことをおさえることで、より具体的なアクションがみえるようにします。

参加費 **無料** 定員 **50名** 【申込先着順】

【申込方法】下記の申込書を「FAX」または「メール」にてお送りください。定員に達した場合のみご連絡をいたします。

FAX 042-527-5913

E-mail t.shibata@tachikawa.or.jp



こちらのQRからメールの申込フォームへアクセスされます。

【手順】QRを読み込む→ウェブサイトのリンクをクリック→

メール作成画面はこちらからよりメールを選択しご入力後に送信

【お問合せ】立川商工会議所 中小企業相談所 担当 芝田 TEL 042-527-2700

申込書

下記へご記入いただき、参加予定日については該当する箇所へを付けてください。

フリガナ 貴社名	フリガナ ご担当者	
所在地	業種	
TEL	FAX	
フリガナ 参加者	フリガナ 参加者	
E-mail	E-mail	

参加予定日

【申込】① 7月23日(火) 【申込】② 8月27日(火)

【個人情報の取り扱い】ご記入いただいた情報は、当会議所からの各種連絡のために利用します。 ※国政情勢により変更になる場合があります。